

郡山市戸籍の届出における本人確認等事務処理要綱

平成 15 年 9 月 9 日制定

平成 20 年 4 月 25 日一部改正

平成 22 年 2 月 5 日一部改正

[市民部市民課]

(目的)

第 1 条 この要綱は、戸籍の届書を持参した者に対する身分確認（以下「本人確認」という。）及び届書に記載されている届出人へ届書を受理した旨の通知（以下「事務連絡」という。）を行うことにより、第三者からの虚偽の戸籍届出を防止し、併せて市民の個人情報を保護するとともに、戸籍の記録の正確性を確保することを目的とする。

(対象とする届出の種類)

第 2 条 この要綱は、創設的届出のうち、婚姻届、離婚届、養子縁組届、養子離縁届及び認知届を対象とする。

(本人確認の対象者)

第 3 条 本人確認は、前条に規定する届書を持参した者（当該届書に係る届出人以下「届出人」という。及び届出人以外の者以下「使者」という。）に対して行うものとする。

(本人確認の方法)

第 4 条 本人確認は、戸籍法施行規則（昭和 22 年司法省令第 94 号）第 11 条の 2 に規定する方法による本人確認に必要な書類（以下「身分証明書等」という。）の提示を求め、確認票（第 1 号様式）に必要事項を記入して行う。

(事務連絡)

第 5 条 届出人のすべてについて本人確認ができたときを除き、戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）その他法令、通知等に定める審査を行った上受理し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる者に事務連絡を行う。この場合において、事務連絡をする旨を届書を持参した者に告知するものとする。

(1) 一部の届出人が確認できた場合

本人確認ができなかった届出人のすべて

(2) 使者が届書を持参した場合

届出人のすべて

(3) 身分証明書等を持参しなかった場合及び提示を拒否した場合

届出人のすべて

(郵送による届出があった場合の事務処理方法)

第 6 条 郵送による届出があった場合は、届出人のすべてに事務連絡を行う。

(事務連絡の処理方法等)

第 7 条 事務連絡の処理方法等については、次のとおりとする。

(1) 宛先及び宛名

ア 宛先は、届出人の住民基本台帳又は戸籍の附票上の住所とする。届出日と同日以後に住所の変更がされている場合には、変更前の住所とする。

イ 届出により氏に変更となる者についての宛名は、変更前の氏とする。

(2) 返送された場合の処理

宛先不明等により返送された場合は、再送することなく確認票とともに本人確認台帳（第2号様式）に綴るものとする。

（本人確認後の整理及び記録等）

第8条 本人確認後の事務連絡発送等、確認後の処理については、本人確認台帳に必要事項を記入して行う。

2 本人確認台帳の保存期間は、当該年度の翌年から1年とする。

附 則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年3月1日から施行する。

第 1 号様式（第 4 条関係）

確 認 票

受附番号		受附年月日		届出種別	婚姻・離婚・縁組・離縁・認知		
・ 身分証明書等を確認してよろしいでしょうか。 ・ 「はい」 の場合 → 1 へ ・ 「いいえ」 の場合（持ってこない者を含む。） → 2 へ							
1	身分証明書等により来庁者が届出人か使用者かを把握し、身分証明書等の種別も併せて確認						
	身分証明書等の種類及び確認状況（※数字は、確認番号） 1 運転免許証 2 パスポート 3 その他（写真のある官公署発行の証明書等） 4 持参していない 5 提示拒否 6 来庁していない ※写真等のないもの（健康保険証等）は、確認できないので、2 へ						
	届 出 人 の 場 合			使 者 の 場 合			
	確認できた届出人（1～3）			確認番号	1 2 3		
	届出人（氏名）	確認番号	証明書の名称及び記号番号等	証明書の名称及び記号番号等			
		1 2 3					
		1 2 3		住所			
		1 2 3					
		1 2 3		氏名			
		1 2 3					
2	確認できなかった届出人（4～6）			届出人との関係	※		
	届出人（氏名）	確認番号	備 考	備考			
		4 5 6					
		4 5 6					
		4 5 6					
		4 5 6					
		4 5 6					
	・ 後ほど、届出があったことのお知らせ（別紙）を郵送します。						
				確認担当者			

(別紙)
届書が受理された旨の事務連絡

年 月 日

〒

様

郡山市長 印

お 知 ら せ

あなたからの戸籍届出については、下記のとおり受理されましたのでお知らせします。

記

- 1 受 理 年 月 日 年 月 日
- 2 届 出 の 種 類
- 3 届 出 人 氏 名 様
様
- 4 届出対象者氏名 様
様

このお知らせは、ご本人以外の方から届出があった場合や、ご本人が本人確認書類をお持ちでなかった場合に、虚偽の届出の早期発見のためご本人に通知するものです（戸籍法第 27 条の 2 第 2 項）。

【問い合わせ先】
〒963-8601
郡山市朝日一丁目 23 番 7 号
郡山市市民課戸籍係
TEL 024-924-2131